

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009門第32号	
事故等名	引船第二十八山和丸被引浚渫船響永作業船第十和港衝突(灯浮標)	
発生年月日時刻	平成21年1月5日08時25分ごろ	
発生場所	関門航路第26号灯浮標(北緯33° 58' 18"、東経130° 52' 24" 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月23日 門司・地方事故調査官が海難報告書を入手し、25日 船長及び一等航海士から事故概況を口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 引船 第二十八山和丸 99トン	
船舶番号(IMO 番号)	131707	
船舶所有者等	山和船舶海運有限公司	
	B 浚渫船 響永 長さ約60m×幅約24m	
	若松港湾工業	
	C 作業船 第十和港 14トン	
	若松港湾工業	
乗組員等に関する情報	A 船長 五級海技士(航海)	
	A 一等航海士 六級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし	
	C なし	
損害	A なし	
	B なし	
	C 約2mのペイント剥離	
	灯浮標 昇降梯子等に約50cmの擦過傷程度	
事故等の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、C船を右舷に係留したB船を曳航して、船長が船橋当直につき、関門港東口の中ノ州に向け、大瀬戸北部において約019°の針路、約5ノット(kn)の速力で、航路端付近を手動操舵により進行中、船長が小用を催したため、一等航海士と一時的に交替して、一等航海士が手動操舵により同じ針路で航路端付近を続航した。その後、潮流の影響もあり、灯浮標との航過距離を誤り、平成21年1月5日08時25分ごろ、同じ針路及びほぼ同じ速力のまま、C船右舷端が、関門航路第26号灯浮標に衝突した。 当時、天候は曇、風力2の南西風で、事故付近海域には約5.5knの東流があった。	
分析	気象・海象の関与	なし
	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	判明した事項の解析	A船は、灯浮標との航過距離をとらず、適切な操船を行わなか

	<p>った可能性があると考えられる。 船長が適切な操船を指示しなかった可能性があると考えられる。 一等航海士が適切な操船を行わなかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船がC船を右舷に係留したB船を曳航中、適切な操船を行わなかったため、C船が灯浮標に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
その他の事項	<p>なし</p>